市民情報提供資料 健康福祉部地域福祉課 健康福祉部高齢福祉課

「行政による支援が必要と思われる者に係る情報の提供に関する協定」の締結について

このことについて、別添のとおり生活協同組合パルシステム東京と平成２９年１０月２５日に協定を締結しましたので、お知らせします。

写

行政による支援が必要と思われる者に係る情報の提供に関する協定

武蔵村山市（以下「甲」という。）と生活協同組合パルシステム東京（以下「乙」という。）とは、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲の行政区域内に居住する者のうち行政による支援が必要と思われる者に関する情報の提供に関し、乙が甲に対して協力するに当たって必要な事項を定めることにより、高齢者、障害者その他の行政による支援が必要な者（以下「要支援者」という。）の甲による早期把握を図り、もって必要な支援を適切に行うことを目的とする。

（協力）

第２条　乙は、甲による要支援者への支援事業の趣旨に賛同し、乙の業務に支障のない範囲で甲の事業の実施に協力するものとする。

（情報提供）

第３条　乙は、甲の行政区域内において、乙の業務執行に際し、住民の応対の状況、住居の状況その他の現場の状況から、当該住民が行政による支援が必要な状況にあると思われる場合には、乙の業務に支障のない範囲内で甲に通報するものとする。

２　通報に当たっては、個人情報の保護に関する甲乙それぞれの条例や規則等に基づき、適切に対応するものとする。

３　甲への通報に係る費用については、乙の負担とする。

（対応）

第４条　甲は、前条第１項の規定による通報があったときは、誠実に対応しなければならない。

（免責）

第５条　乙は、通報の有無及び通報の内容に関し、甲に対してその責めを負わないものとする。

２　甲は、乙から提供された情報に関わる対応、提供された情報の管理等に関わる全ての責務を負うものとする。

（秘密保持の義務）

第６条　甲及び乙は、この協定の実施に当たりそれぞれの相手方から提供された個人情報その他関連情報（以下「個人情報等」という。）を第三者に漏らしてはならない。

２　甲は、この協定の実施に当たり乙から提供された個人情報等を本協定の目的を超えて利用してはならない。

３　甲は、この協定の実施に当たり乙から提供された個人情報等の周知先等管理内容を乙に報告するものとする。

４　この条の規定は、この協定が終了した後も、なお効力を有するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲と乙とが協議して定めるものとする。

（適用期間）

第８条　この協定は、協定締結日からその効力が生じるものとし、その後は、甲又は乙が、その相手方に対し、書面をもって反対の意思を通知しない限り継続するものとする。

甲と乙とは、本協定締結の証として本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保管するものとする。

平成２９年10月25日

甲　東京都武蔵村山市本町一丁目１番地の１
武蔵村山市
代表者　武蔵村山市長　藤野　勝

乙　東京都新宿区大久保二丁目２番６号ラクアス東新宿
生活協同組合パルシステム東京
代表者　理事長　野々山　理恵